道路運送車両法の一部を改正する法律概要 (抹消登録制度等の改正部分)

I.骨子

自動車の登録制度等について、使用済自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止の観点から、使用済自動車の再資源化等に関する法律の制定に合わせ、 同法による自動車リサイクルシステムと関連付け、一貫した仕組みに改めた。

II. 改正概要

自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止のための改正

解体に係る抹消登録等の整備

自動車リサイクル促進等の観点から、永久抹消登録等については、使用 済自動車が使用済自動車の再資源化等に関する法律の枠組みに従って適正 に解体処理されたことを踏まえて行うこととするとともに、これらの手続 が確実に行われるよう自動車の使用実態の把握を適切に行うこととした。

輸出に係る抹消登録等の整備

使用済自動車の実態を踏まえ、これまで明記されていなかった輸出を事由とする抹消登録等の規定を整備した。